長与町農業委員会会議録

令和３年１０月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和３年１０月農業委員会総会

１．日時　　令和３年１０月２５日（月）　　１０時３０分から１２時３０分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　渡邉　章三

委員　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司　　８番　山本　忠典

９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子

１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二　　８番　坂本　秀哉

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子

第２　　第１号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第２号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見徴取について

第４　　第３号議案　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（長与町基本構想）改正に伴う意見聴取について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　福本　美也子

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、こんにちは。総会の開催に先立ち報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員１２人中１２人の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は、坂本委員がまだ到着されていませんので、現時点では７人の出席でございます。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議　長　皆さんおはようございます。今朝は時間を変更して１時間繰下げました。１０時半ということで、朝から一気張りしてお見えになった方もいらっしゃるんじゃないかと思っております。今日は昼からも研修を行うということで、ちょっと間延びしたら困るなあという形で、１０時半に設定をさせてもらいました。それから、追加議案で、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想ということで、長与町の農業の構想を、県のほうが変わったのでそれに準じて中身を変更しようという形で議案に上げております。十分審議をしていきたいと思います。

それでは、令和３年１０月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名いたします。１０番　柳原厚志委員、１１番　山口多美子委員を指名いたします。

日程第２、本日は、第１号議案　農用地利用集積計画が５件、第２号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見徴取についてが、１件、第３号議案　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（長与町基本構想）改正に伴う意見聴取について、が出されています。

では、日程第２　提出された議案の審議に入ります。

第１号議案　農用地利用集積計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農用地利用集積計画についてご説明します。

第１号議案の１ページから２ページについては、説明を省略させていただきます。議案書の３ページをお開きください。１件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町丸田郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町三根郷（地番）、現況地目は田の４３６㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は、水稲です。期間は、令和３年１１月１日から令和６年１０月３１日までの３年間です。年間の借賃は、米〇〇キロを、毎年年末に自宅へ納入します。平成２１年から借り入れており、今回４回目の更新となります。

土地の所在ですが、５ページをお開きください。図面下側に、三根郷の〇〇交差点、それから、（店舗名）を表示していますが、そこから少し進み、左に入ったところに〇〇踏切がご

ざいます。そこから約３００ｍの、図面左上の赤色で表示してある場所が、申請地、三根郷（地番）でございます。
以上です。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
田中光夫　推進委員。

推進委員３　番　１０月１５日午前中に、水谷会長、事務局長、森さん、それと柳原委員の５名で現地を確認しました。現地に行ったらまだ稲刈りが済んでいなくて、たくさんの芽をつけておりました。継続ということもあり問題はないと思います。以上です。

議　長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
１０番　柳原　厚志　農業委員。

１０番　（借主）は、ずっと前から継続で借りています。１５日に行ったときはまだ刈取りが行われていなかったんで、(借主）の健康状態を心配していたんですけど、地元の農業委員さんに聞いたところ、元気にはしてらっしゃるということです。それで後継者も町内におられて、手伝いに来られているということです。それから（借主）の田んぼがすぐ横にあるんですよね。それで（貸主）の土地は狭いんですけど、自分の土地のすぐ横だから一緒に作られるから利便性があると思っております。きちんと管理をされていますので、問題はないと思います。承認のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、続いて、２件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局　２件目です。６ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、諫早市多良見町佐瀬（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町斎藤郷（地番）、地目は田の１，４１０㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和３年１１月１日から令和６年１０月３１日までの３年間です。年間の借賃は、米〇〇キロを、毎年１０月頃自宅へ納入します。平成２１年から借り入れており、今回４回目の更新となります。
ここで、本日配布しております、資料№１の農業従事証明書をご覧ください。借主は、諫早市在住の方ですので、農業の従事状況の確認のため、諫早市農業委員会より農業従事証明書を提出いただいております。ご自身の農地として、約１.７ｈａを保有されており、年間３００日、農業に従事されております。
議案書にお戻りください。８ページをお願いします。土地の所在を申し上げます。図面左手にある、（施設名）のすぐそばで、川沿いの赤色で表示してある場所が、申請地　斎藤郷（地番）です。
以上です。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、説明をお願いします。
坂本　謙二　推進委員。

推進委員７　番　１０月１５日１２時頃現地立会いを行いました。立会者は水谷会長、福本局長、森係長、私、４名で行いました。ちょうど確認の時が稲刈りの最中で、３人か４人ぐらいで、刈ったやつを運搬したりしておりました。継続ということで特に問題はないと思います。以上です。

議　長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
２番　渡邉章三　農業委員。

２　番　はい。今、坂本委員が言われたとおりでございまして、継続になっておりますから、別段

問題ないと思います。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、３件目について、審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第３１条の、「議事参与の制限」に該当することを先に申し上げます。従いまして、〇〇委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

（〇〇委員退席後）

議　長　　事務局より説明をお願いします。

事務局　　３件目です。９ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町斎藤郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町斎藤郷（地番）、地目は田の１，８８３㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和３年１１月１日から令和８年１０月３１日までの５年間です。年間の借賃は、米〇〇キロを、毎年１０月末に自宅へ納入します。平成２２年から借り入れており、今回２回目の更新となります。
土地の所在ですが、１１ページをお開きください。図面上段に、斎藤郷の〇〇橋がございますが、橋付近の赤色で表示してある場所が、申請地　斎藤郷（地番）です。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、農業委員さんから説明をお願いします。
２番　渡邉章三　農業委員。

２　番　　はい。１０月１５日１１時半から、私と会長、事務局長、森さんが立会いました。これも書いてあるとおり２２年からの継続です。この土地は、圃場整備をした後ですので、耕作もしやすいと思っております。それから（借主）ですが、年齢が高齢ですけど、これについては、息子さんが一緒に住んでおられて、勤めながら農作業をされておりますので、問題ないと思います。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
退席されている、〇〇委員の入室を事務局から伝えてください。

（〇〇委員　着席後）

議　長　　〇〇委員に申し上げます。申請があった、農用地利用集積計画につきましては、許可することに決定されたことを報告いたします。

続いて、４件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　４件目です。１２ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、福岡県春日市平田台（地番）。利用権を設定する土地は２筆で、長与町岡郷（地番）、地目は畑の９８１㎡。同じく、（地番）、地目は畑で、２，２６４㎡の一部の１，０５２㎡を借り受けます。合計２筆で、２，０３３㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物名はみかんです。期間は、令和３年１１月１日から令和６年１０月３１日までの３年間です。平成２５年から借り入れており、今回２回目の更新となります。

土地の所在ですが１４ページをお開きください。図面下から上に、国道２０７号線が通っていますが、上の方にある、〇〇バス停付近から山側に上った、赤色と青色で表示してある場所が、申請地の２筆です。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂本秀哉　推進委員。

推進委員８　番　　はい。２０２１年１０月１５日午後２時頃、水谷会長と福本さんと森さん、山口農業委員、私坂本で確認をいたしましたところ、継続ということも先ほどもありましたし、ちゃんと整備されていまして、耕作もされておりますし、別段問題ないと思いました。以上です。

議　長　　続きまして、続きまして、担当農業委員さんお願いします。

１１番　山口多美子　農業委員。

１１番　　１０月１５日１４時頃に、水谷会長、福本局長、森係長、坂本推進委員と私で確認をしました。現地はきちんと（借主）が管理をされていて、継続で問題ないと思います。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、５件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　５件目です。１５ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町岡郷（地番）、地目は畑の１，０１４㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物名は果樹です。期間は、令和３年１１月１日から令和１３年１０月３１日までの１０年間です。新規となります。
土地の所在ですが、１７ページをお開きください。図面下側にある、岡郷〇〇バス停から下った、赤色で表示してある場所が、申請地　岡郷（地番）です。
以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
坂本秀哉　推進委員。

推進委員
８番　　２０２１年１０月１５日午後２時以降に水谷会長、福本事務局長、森係長、山口農業委員、私坂本で確認いたしました。私は小さい頃から（貸主）と息子さんをよく知っております。それで息子さんは帰ってきて一生懸命やっています。貸し借りの形になっていますが、ちゃんとしておられているから、問題はないと、皆さんで確認をいたしたところでございます。以上です。

議　長　　続きまして、続きまして、担当農業委員さんお願いします。

１１番　山口多美子　農業委員。

１１番　１０月１５日の１４時１５分頃より、水谷会長、福本局長、森係長、坂本推進委員と私で、現地確認をしました。（借主）は、親とは別の経営をしなければいけないということで、土地を親から借りるということだと思います。問題はないと思います。以上です。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
はい、柳原委員。

１０番　確認なのですが、（借主）は県外に就職されてしばらく出ていらっしゃったんでしょうか。わかる範囲でお願いします。

事務局　はい。ご本人さんからお話を伺ったところ、こちらの地元に戻って、農業をやられているということを聞いております。それで具体的に桃ですかね、桃などを（地区名）の方で作られております。以上です。

１０番　よくわかりました。

議　長　段階的にですね、桃畑、それから桃畑の周辺の畑、そして家の前の畑。これをずっと段階的にされているみたいです。新規就農で、だんだんと拡幅をしていくという形をとっているみたいです。
他にありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、第２号議案の農地中間管理事業における農用地配分計画案に伴う意見聴取について、に入ります。事務局より、説明をお願いします。

事務局　　それでは、第２号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について、説明します。

この配分計画は、農地所有者から中間管理機構への貸し付けは、平成２９年度にすでに行われておりまして、これまで別の方が借り受けて耕作をされておられました。今回、（借主）が、耕作を受け継ぐこととなり、借主が変更となることから、中間管理機構との間の貸し借りの契約があがっております。

それでは、３ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長崎市川平町（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、公益財団法人　長崎県農業振興公社　理事長 上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号。権利を設定する土地は５筆で、長与町岡郷（地番）、地目は畑の２６０㎡。同じく、（地番）、地目は畑の１４㎡。同じく、（地番）、地目は畑の５，３４４㎡。同じく、（地番）、地目は畑の１，３７４㎡。同じく、（地番）、地目は畑の１６７㎡。合計５筆で、７，１５９㎡です。利用権の種類は賃借権で、利用内容は樹園地です。期間は、令和３年１２月１０日から令和９年５月９日までの５年５カ月間です。なお、期間に、半端な月が出ているのは、前の耕作者の契約の残りの期間を受け継ぐ形となっているためです。

土地の所在ですが、４ページをお開きください。広域でわかりにくいですが、図面の下から上に国道２０７号線が通っており、〇〇バス停、それから（施設名）を表示しております。そこから山手に登った、色付けしている場所が、申請の５筆でございます。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂本秀哉　推進委員。

推進委員８　番　　２０２１年１０月１５日午後、水谷会長と福本事務局長、森係長、山口農業委員、私で確認をいたしました。実はここは私の家の隣の畑なんです。何年か前からずっとオリーブ園を一生懸命されていて、成功されております。（借主）とも顔見知りで、一生懸命やっておりますので別段問題なく、いいと思います。皆さんとも協議はもちろんしています。以上です。

議　長　　続きまして、続きまして、担当農業委員さんお願いします。
１１番　山口多美子　農業委員。

１１番　　１０月１５日１３時３０分より、水谷会長、福本局長、森係長、坂本推進委員と私で現地確認をしました。現地の一番広い（地番）の土地にはオリーブの木が植えてあったのですが、他の畑は草刈りはちゃんとされていたのですが、何も植えていない状態で、今度借りたときに何を植えるのかなと思いました。でも、ちゃんと草刈りはされていたので周りの畑にとってはいいことだとは思いましたけど、今後がどうなるのかなとちょっと不安になりました。以上です。

議　長　　私も確認をしたんですけども、基本的に農業法人から、その経営者の息子さんに経営が移るという形になっています。問題は含んでいると私も思うんです。農業法人がずっと続けばいいけれども、こういう事例がだんだん出てくる。農業法人が経営が悪くて、それを責任上、その中の経営に入っている息子さんが受けてやるということです。ですから、毎年毎年確認をしていく必要があると。今山口委員が言われたように草はきれいに刈っている。荒廃地でないということは確認できたわけですから、それがキープされるだけでも良いのかなと。ただ問題は、この後借りたところに何を植えるのか。ほとんどがオリーブ園で、当初農業法人のほうはされてきたわけですが、てっぽう虫みたいなもので、一方のほうは完全に枯れてしまっているという状態ですから。事務局のほうからも内容について説明を加えてください。

事務局　　山口委員さん、水谷会長がおっしゃるとおりの話なんですけども、ご本人さんに念押しで確認を取らせていただきました。本人さんは、契約から１か月後ぐらいに、今、中間管理機構から借りている土地について耕作に着手をするという話をされております。具体的な作物としては引き続きオリーブを栽培するということで聞いております。以上です。

議　長　　この件についてご意見、ご質問ありませんか。はい。渡邉委員どうぞ。

２　番　　今山口委員さんから、緑の部分にオリーブを植えてあったということですが、何もされていないと。確認ですが農業法人は（法人名）だったかという記憶があったんですが、その辺の状況を、もう少し前がどうだったということも含めて確認をしたい。それと、振興公社は、例えば今の法人が出来なくなってそのあとの管理は自分たちがしますよという条件ではなかったかという気がしております。ところが現状ここを見てみると、それはしていないなという気がしたもので、そこも含めてお願いしたいと思います。

議　長　　事務局説明をお願いします。

事務局　　はい。まず渡邉委員さんの１点目ですが、前の契約状況がどうだったかというところです。ここが最初に農地の所有者さんから中間管理機構に土地を貸出した時、このときは（氏名）さんという方、今回の（借主）のお父様になられるんですけども、この方が平成２９年５月１０日から令和９年５月１０日までの１０年間で契約をされて、借受けをされました。そこから今度、半年ぐらいして（氏名）さんが立ち上げている（法人名）という農業法人が、個人で借りていたものを会社として借りるというふうに借主を変えられ、平成２９年１０月１０日から契約をされました。今回この（法人名）が農業法人から撤退をされて実態がないということで、今度は息子さんが、今回議案に上げているように、１２月１０日から、また引き継いで借り受けるという形の流れになっております。最初の２９年５月１０日から１０年間という契約の期間は、今回の配分計画も変わっておりません。終期は変わっておりませんので、今回は５年５か月という残りの期間であがっております。あともう一つ、振興公社の管理ができてなかったのではないかというところですが、まずは見た限り、草払いはされていたのかなというところはございました。その辺が放置はしてなかったというふうに公社が判断をされていたのか、それとも情報がうまく入っていなかったのか確認は取れていないのですが、そういった状況です。以上です。

議　長　　坂本委員、隣同士ですので、大体いつぐらいまで木が元気でいつぐらいからどうか、経過がわかれば説明を加えてください。

推進委員
８　番　　（借主）のところは１、２年か、２、３年前ぐらいから枯れ始めたかなと思います。

議　長　　２、３年前ぐらいからということですかね。農業法人も経営が合わず多分撤退をし始めたという形でしょうね。それで放置をされた。それで息子さんが受けるということについて、中間管理機構が確認をして、機構でやったということです。渡邉委員が先ほど言われた放置、荒廃したら中間管理がやるという形ですけれども、そういう状態です。中間管理は、次の借手を見つけるというのも機構の大事な役割ですから。それで、法人とその構成員の息子さんとのやり取りが成立したということでしょう。ただこれも、農地調査で毎年確認しないと放置をされる可能性があります。そういうことが少し懸念をされますので、事務局のほうからも重々ちゃんと管理を指導していただきたいと思います。ほかにご質問はありませんか。原口委員。

７　番　　地図の緑のところは確かに、朝日も当たらないし夕方も早く日が暮れて、何となく畑としては価値が低いのかなと思うんですが、黄色のところはそれなりに緩やかな傾斜で、私に言わせれば、私の畑よりもよほど上等の畑です。でも、７反も面積があるのに、１年間で〇〇円ぐらいで、えらく安いなと。なぜですかね。

議　長　　私たちもこの借地料についてどうなのかなという話も現地で確認をしたわけですが、全く荒廃地で、（氏名）さんの土地だったんですけども、あの辺は条件のいいところだったのですが、もう出来ないということで貸出をしたわけです。オリーブの場合には収益性が非常に低いというか、これが一人前になるにはやはり５年１０年かかる。そういう意味でこの貸し借りの単価が成立したのかなと。これは私の推測ですけれども。ほかにありませんか。はい、山本委員。

８　番　　植えていない畑があるということで、中間管理機構自体がどういうものを植えるとかそういうことを聞いてから貸出ししないのかなと思って。その辺をよかったら教えてください。

議　長　　ここはオリーブが植えてあったんです。右側の緑の園地は、まだ中途半端ですが管理をされている。左側は今坂本委員が言われたようにゾウムシで全滅に近いような状態です。だから初めからオリーブを植えるということは確認をされている。だから、（法人名）も意欲を持ってされたのでしょうけども。当然貸す場合は、オリーブを植栽するという条件で貸し借りをしているということになると思います。以上です。
　ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
　計画内容に関して、第２号議案の２ページにあります、意見書に、『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを選択し、町へ報告することになっておりますので、農業委員の挙手で賛否をとります。
　計画内容について、『意見なし』の方は、挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、『意見なし』で報告することにいたします。

ここで休憩をとります。

（休憩終了後）

議　長　　続いて、第３号議案　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（長与町基本構想）改正に伴う意見聴取について、に入ります。事務局より、説明をお願いします。

事務局　　それでは、第３号議案　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（長与町基本構想）改正に伴う意見聴取について説明します。

これは、長与町が策定している、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（長与町基本構想）について、今回改正を行うにあたり、町から農業委員会の意見を求められたため、議案上程をしております。

補足資料をご準備ください。まず、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とは、どのようなものかというと、一番上の四角の３行目から、「各市町が自らの地域の農業のあるべき姿について、そのビジョンを描き、今後の地域農政を推進する目標として定めるもの。」となっています。農業経営の基盤を強化するため、どのようなことに取り組んでいくか、ということをこの構想の中でうたっています。構想の構成や内容については、この基本構想の上位の計画として、県が定める基本方針というものがありまして、その基本方針の内容に即して、作成するようになっております。今回は、県の基本方針が改正されたことを受け、それにあわせて町の基本構想も改正をするという流れです。

構想に明記されている項目としては、真ん中の四角の中に、第１から第８まで示しております、この内容で構成されています。

そして、一番下の段に太字で、「この基本構想を策定・改正する場合は、農業委員会及び農業協同組合へ意見を伺うように定められています。」と書かれてあるように、法律によって、農業委員会の意見聴取が定められておりまして、今回、町から依頼があっております。

裏面をご覧ください。主な改正点をまとめております。全体としては、大枠は変わっておりません。変更点としては、新たな取り組みが追加されたこと、それから、構想の中に出てくる数値が、最近の数値に変更されたこと、それと、関係法の改正にあわせて文言が変更されている、そういった改正になります。

まず、第１ですが、「第３期ながさき農林業・農山村活性化計画にあわせてスマート農業の推進を追記」とありますが、これは、新規で追加されている部分です。ここで、議案の方もあわせて見てください。案の中で、朱書きされている部分が、今回改正となる部分です。案の１ページの、第１.農業経営基盤の強化の促進に関する目標の、中段あたりの朱書き部分、

「さらに、スマート農業を推進し、生産性の高い産地の育成と農業所得の向上を図り、担い手の確保・育成に努める。」と、スマート農業のことが新たに追加されております。今後、スマート農業をさらに活用し、作業の省力化や効率化を推進していくというものです。

次の改正点第２は、議案の４ページから７ページ部分です。案の４ページをご覧ください。ここは安定的に農業経営を継続していくために必要な所得を確保する目安として、営農体系ごとに、品種ごとの必要面積とか、必要な装備などを指標として示している表になります。これは、県は示している基準に合わせて数値が更新されています。

次の改正点、第３から第８として、『関係法令、要綱等の改正に合わせて更新』、とあるように、最新の法令に沿った文言等に変更をしています。案でいうと、７ページの下段から以降の部分になります。

改正の説明は以上です。

議　長　　この基本構想というのは、国があり、県、市町村という形になるのですが、特に４ページからの農業経営の類型ですが、これは全国的に違うんですね。専業に近い経営の経営類型になっており、定年帰農のためとか、１ヘクタール未満とか、そういうところがないのですが。経営面積も前回よりはダウンしてきた形になります。皆さん方からこれについてご意見ご質問、全体的に通してお願いをしたいと思います。

基本的には国、県、町がつくるという形になって、その意見を農業委員会とＪＡに求められているという形になります。行政が作っているものですから、我々が考えるものと現実的に少し、行政指導的な要素がたくさんあります。渡邉委員どうぞ。

２　番　　今、みかん産地あたりでは基盤整備が結構進んでおります。それで、後継者もなおさらのこと、水稲でいうと、水田の基盤整備をした後を見れば、ものすごく効率的ですよ。ですから、みかん園の基盤整備を長与町としても、その支援をやっていかざるを得ないのではないかと。そうしないとミカンが残れるのかなという気がしております。水田の基盤整備も効率的になったし、大型機械が入ってある程度までは気張れるんじゃないかなと。九州で、みかん園の基盤整備をされているところを見ると相当効率化しているし。そういう意味で、長与町として支援をどういうふうにしていくかという基本的な構想があるのかないのか。なかなか見えないのでどうなのかなと思います。

議　長　　将来的なことを考えると基盤整備はいいんですが、国の補助なのか県の県単なのか町単なのか。この辺はスピードアップするために、町単であったり、県単でないと時間がかかり過ぎる。これは行政にも意見を出していきたい。農業委員会も、今渡邉委員が言われるように、そういう意見を含めて意見書の作成に臨んでいきたいと思います。ほかにありませんか。はい、山本委員。

８　番　　今回書類を見せてもらい思ったのが、１経営体当たりの所得５８０万というのが、このくらいの金額では多分、経営自体はしていけても、楽な生活っていうのは厳しいのかなと。会社勤めされる方も、５８０万までいかなくてもそれに近い金額は、ある程度の歳になればあげる人もいると思うんですよね。それに対して５８０万というのが金額が少ないということと、全体的に経営面積が全部減らされてきているなと。どちらかといえば、今後はスマート農業などを推進していくなら、１経営体当たりの面積を増やしていって、もっと所得自体を高く持っていくのがこれからの農業を目指すために、引き継いでいくには大事なことかなと思います。あとはできるだけ、一経営体の中でも二つの経営体にしたりするという形の方法で進めていかないことには、独立した個人の考え方というか、若い者もただ親に言われたとおりしていくだけでは今後の農業経営自体も厳しいのかなと思うので。やはり１経営体当たりの５８０万っていうものをもう少し大きく持っていくぐらいな感じで今後は検討していただければと思います。

議　長　　二通り考え方があると思います。今言われるように意欲的にという形と、例えば年収１千万で、半分で５００万残れば農業の経営は安定というふうな物の見方もあるわけです。ところが、考えてみると夫婦２人でそれだけなんですね。そうすると２５０万の２人で５００万。それでは外に仕事に行ったほうがいいのではないか。この辺が非常に農業の厳しいところで。意見としては拡大の方向、それから所得を上げる方向、意欲的にということで。それとやはり農業は世襲制というか、どちらかというと親から子に伝わってという考え方ですが、この辺が少しどうなのかと。家族の中でも経営を別個にして、その子供が自分で自立してやるという考え方もあります。山口委員どうですか。

１１番　　子供と親が別に経営をするというのが、いいのかどうかちょっと今私も悩んでいるところです。子供はうちは後継者で一緒にしていますが、最近自分でどこからか情報をもらってきて自分でしたいと、「ここの畑を俺に任せてくれ」というふうな意見を言うようになりました。ミカン取りとか駆除は皆でするけど、作る栽培方法を自分で考えて自分でしたいっていう意見を言うようになったので、いいなとは思いますけど。

議　長　　ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　とりあえず今言われた所得の高さ低さの問題も含めて、一応この町の構想について、良し

とした形で出してよろしいでしょうか。これは町が作り上げるという形ですので。
基本構想の内容に関して、第３号議案の２ページにあります、意見書の、『同意する』又は『農業振興上支障あり』のどちらかを選択し、町へ回答することになっておりますので、農業委員の挙手で賛否をとります。『同意する』方は、挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、『同意する』で報告することにいたします。

議　長　これからは、報告事項に移ります。
行事報告を、事務局お願いします。

【この後、令和３年１０月の行事報告が行われた】

議　長　１１月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　１１月２４日（水）９時からいかがでしょうか。

【異議なし】

議　長　以上をもちまして、長与町農業委員会１０月総会を閉会します。